

在学期間の特例の適用を受ける場合の評価基準等について

平成18年11月 1日

医歯薬学総合研究科教授会

一部改正：平成21年 6月10日

一部改正：平成25年 2月 6日

一部改正：平成25年 3月13日

一部改正：平成27年 9月 2日

一部改正：平成28年 2月17日

一部改正：平成31年 4月 3日

一部改正：令和 3年12月 1日

一部改正：令和 6年 6月 5日

長崎大学大学院学則第19条及び第20条並びに長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程第24条第4項、第5項及び第8項のただし書に規定する在学期間の特例は、修了予定者が論文（受理されたものを含む。）の第一著者であり、以下の条件のすべてを満たす者について適用する。

条件

1. 主任指導教員の推薦があること。
2. 所定の単位を修得又は修得見込みの者であること。
3. 次のいずれかに該当する者
 - (1) 論文2編以上を有し、早期修了資格申請時に公表されている最新の「JCR」において、雑誌のIFの合計点が7.0点以上の者
 - (2) 早期修了資格申請時に公表されている最新の「JCR」において、論文1編が掲載された雑誌のIFが5.0点以上の者
 - (3) (1)又は(2)に該当しない者のうち、次に掲げる者で、審査制度を有する学術雑誌掲載の論文2編以上（うち1編は、第一著者の欧文論文）を有する者
 - ① 本研究科熱帯医学専攻を修了し、新興感染症病態制御学系専攻（連携講座を除く。）に入学した者
 - ② 歯学研究コースの単位を取得のうえ本学歯学部歯学科を卒業し、本研究科博士課程に入学した者で、学位記に付記する専攻分野を歯学とする者

- ③ 医学部研究医コースの単位を取得のうえ本学医学部医学科を卒業し、本研究科博士課程に入学した者で、学位記に付記する専攻分野を医学とする者
- ④ 本研究科保健学専攻を修了し、医療科学専攻の保健学系に進学（入学を含む。）した者
- ⑤ 本学熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻（熱帯医学コース及び熱帯医学サテライトコースに限る。）を修了し、本研究科に進学（入学を含む。）した者
- ⑥ 本研究科災害・被ばく医療科学共同専攻を修了し、博士課程に進学（入学を含む。）した者又は福島県立医科大学大学院医学研究科災害・被ばく医療科学共同専攻を修了し、本研究科博士課程に入学した者
- ⑦ 本研究科生命薬科学専攻（博士前期課程）に平成24年度以降入学した者で、同専攻を修了し、博士課程に進学（入学を含む。）した者

（注）書類の提出に当たっては、必ず雑誌の I F の論文点数が記載された一覧の写しの当該箇所にマークして提出すること。

附則

この申し合わせは、平成18年11月1日から施行する。

附則

この申し合わせは、平成21年6月10日から施行する。

附則

この申し合わせは、平成25年2月6日から施行する。

附則

この申し合わせは、平成25年3月13日から施行する。

附則

この申し合わせは、平成27年9月2日から施行する。

附則

この申し合わせは、平成28年2月17日から施行する。

附則

この申し合わせは、平成29年4月5日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この申し合わせは、平成31年4月3日から施行する。

附則

この申し合わせは、令和3年12月1日から施行する。

附則

この申し合わせは、令和6年6月5日から施行する。